

一般社団法人 長野県建設業協会 会長 様

建設部長
(公印省略)

建築基準法施行細則の一部改正について（通知）

別添県報写しのとおり建築基準法施行細則（昭和 35 年長野県規則第 63 号）の一部を改正しました。改正の概要は下記のとおりです。

この改正により、7 月以降も引き続き従来の調査項目により特定建築物の調査を実施することになり、また、常閉防火扉の調査を特定建築物調査で行うことで防火設備での定期報告は不要となります。

つきましては、貴会員への本改正等の周知をお願い致します。

記

1 主な改正内容

(1) 建築基準法の一部改正に伴う条項ずれを改正する。(第 2 条関係)

(2) 国土交通省告示の改正により、建築基準法第 12 条第 1 項の規定による特定建築物の定期調査及び報告並びに同条第 3 項の規定による特定建築設備等の定期検査及び報告の対象項目等のうち、重複するものが削除されることとなった。

これにより、従来、特定建築物の定期調査及び報告の対象となっていた建築設備に係る調査項目のうち一部が対象外となるため、継続して調査対象となるよう必要な項目、方法及び結果の判定基準を付加する。

また、同じく、告示の改正により特定建築物調査から防火設備検査で行うこととなった常閉防火扉に係る調査項目について、特定行政庁が規則で定めた場合は特定建築物調査で実施可能であることから、継続して同調査で行えるよう必要な項目、方法及び結果の判定基準を付加する。(第 4 条の 3 関係)

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日（第 2 条関係）

令和 7 年 7 月 1 日（第 4 条の 3 関係）

3 その他

(1) 関係する国土交通省告示は以下のとおりです。

- ・建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）
- ・昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 283 号）
- ・遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 284 号）
- ・建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 285 号）
- ・防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）
- ・定期報告を要しない通常の火災時における避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 240 号）

（改正公布 令和 7 年 1 月 29 日、施行 令和 7 年 7 月 1 日）

(2) 付加項目について調査を行った場合は、調査結果表の「上記以外の調査項目」欄、又は別添の参考様式に調査結果を記入し、報告することとしてください。

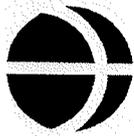
（問い合わせ先）

建築住宅課指導審査係 吉川

電話 026-235-7335（直通）

FAX 026-235-7479

E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp



長野県報

3月31日(月)
令和7年
(2025年)
第596号

目次

規則

被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課).....	3
一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(こども・家庭課児童相談・養育支援室).....	3
長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課).....	5
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則(健康増進課).....	6
旅館業法施行細則及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	7
長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	7
長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(水道・生活排水課).....	8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課).....	8
技術専門学校管理規則及び工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則(産業人材育成課).....	8
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課).....	9
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(信州の木活用課).....	10
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	12
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	14
財務規則の一部を改正する規則(会計課、契約・検査課).....	18
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営推進課).....	19
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課).....	19
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課).....	20
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課).....	20
中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則(義務教育課).....	21
長野県教育職員免許状再授与審査会規則(高校教育課).....	22
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課).....	22
長野県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課、特別支援教育課).....	22
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	23

告示

地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(地域振興課).....	23
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地変更の届出(地域福祉課).....	23
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	24
林道事業補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課).....	24
長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課).....	25
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課).....	25
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(7件)(道路管理課).....	25
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課).....	29

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課).....	31
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課).....	33
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	35
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	35
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	36

専門教育科目		特別講座	$3\frac{4}{5}$		2	
		インターンシップ		$2\frac{2}{3}$		$1\frac{1}{3}$
	選択科目	治山工学				1
		野生鳥獣対策学				1
		木材建築構造概論				1
		木材利用学				1
		森林活用論				1
		企業経営学			$2\frac{1}{5}$	
		森林路網				1
		素材生産				1
		高所作業				1
林業架線学Ⅱ			$2\frac{1}{5}$	2		

(備考) 講義の1単位は15単位時間、実習等の1単位は30単位時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、当該改正規定による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

信州の木活用課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第6条の3第1項ただし書」を「第6条の3第1項第1号」に、「同項ただし書」を「同号」に、「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項第1号」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(調査及び点検の項目等の付加)

第4条の3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第1のとおりとする。

第9条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第15条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第4条の3関係)

区分	項目	方法	判定基準	
1 建築物の内部	(1) 常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」という。)	ア 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		イ 扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ウ 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		エ 固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。
	(2) 居室の換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した法第12条第3項に規定する検査又は同法第4項に規定する点検(以下この表において「検査等」という。)の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	(1) 防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(2) 非常用の照明装置	ア 非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

	イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
--	--------------------	-------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

建築住宅課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 氏名

第11条第1項中「より名簿を閲覧に供する場所」を「よる名簿の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「名簿を閲覧」を「閲覧所において名簿を閲覧」に改める。

第39条の見出しを「(登録簿等の閲覧)」に改め、同条第1項中「より登録簿等を閲覧に供する場所」を「よる登録簿等の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の供覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「登録簿等を閲覧」を「閲覧所において登録簿等を閲覧」に改める。

様式第6号及び様式第7号中

「

ふりがな 氏 名		
生年月日		
性 別		

」

を

「

ふりがな 氏 名		
-------------	--	--

」

に改め、様式第12号を次のように改める。

(様式第12号)(第37条関係)

〔 一級
二級
木造 〕

建築士事務所登録事項変更届出書

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

長野県知事 殿

建築士事務所 開設者氏名
名 称
登録番号
登録年月日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日	
変 更 事 項	建築士事務所	フリガナ 名 称			
		所 在 地	〒	〒	
		電 話 番 号			
	開 設 者	個 人	フリガナ 氏 名		
			住 所		
		法 人	フリガナ 名 称		
			所 在 地	〒	〒
		役 員	別紙1のとおり		
	管 理 建 築 士	登 録 種 別			
		登 録 番 号			
		フリガナ 氏 名			
		管理建築士講習を修了した年月日及び修了番号			
構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨					
構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号					
所属建築士	別紙2のとおり				

*審 査

- (注) 1 *欄は、記入しないでください。
2 変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

(別紙2)

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があつた所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名						

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名						

(注) 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

建築住宅課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号を削り、同項第2号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第9号とし、同号第11号中「補助」を「(県に相当の反対給付のないものに限る。)、補助」に、「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とする。

第136条各号を次のように改める。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

第157条の4を次のように改める。

(一般競争入札の公告)

第157条の4 予算執行者が特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第122条の規定の適用については、同条第1項中「10日」とあるのは「40日」と、「県報、新聞、掲示等適当な方法」とあるのは「県報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

第157条の5第1項第1号中「にあつて」を「(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)にあつて」に改める。

第157条の9中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 電子情報処理組織(予算執行者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と契約人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して契約を締結することができる場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

別表第4の7報償費の項中

入札又は見積の 公告、通知等 しようとする とき

を

--

に改める。

様式第61号中「(第4条関係)」を「(第4条の2関係)」に、

<table border="1" style="width: 100%; height: 60px;"> <tr><td style="text-align: center;">所長</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	所長		引 継 書	年 月 日
所長				
を	引 継 書	年 月 日		

建築基準法施行細則

改 正 案	現 行								
<p>(建築主事の所管事務)</p> <p>第2条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の規定に基づき建設部建築住宅課に置かれる建築主事は、次に掲げる審査又は確認を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物の計画が<u>法第6条の3第1項第1号</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同号</u>に規定する特定増改築構造計算基準又は<u>法第18条第5項第1号</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同号</u>に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査</p> <p>2 略</p> <p><u>(調査及び点検の項目等の付加)</u></p> <p><u>第4条の3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(多雪区域の指定等)</p> <p>第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。</p> <p>2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、<u>別表第2</u>に定める算式により求めたものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第15条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、災害危険区域内建築許可申請書(様式第7号)正副2部に、それぞれ<u>別表第3</u>に掲げる図書(木造の建築物にあつては、構造計算書を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(別表第1)(第4条の3関係)</u></p>	<p>(建築主事の所管事務)</p> <p>第2条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の規定に基づき建設部建築住宅課に置かれる建築主事は、次に掲げる審査又は確認を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物の計画が<u>法第6条の3第1項ただし書</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同項ただし書</u>に規定する特定増改築構造計算基準又は<u>法第18条第4項ただし書</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同項ただし書</u>に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査</p> <p>2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(多雪区域の指定等)</p> <p>第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。</p> <p>2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、<u>別表第1</u>に定める算式により求めたものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第15条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、災害危険区域内建築許可申請書(様式第7号)正副2部に、それぞれ<u>別表第2</u>に掲げる図書(木造の建築物にあつては、構造計算書を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">方法</th> <th style="text-align: center;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	方法	判定基準					
区分	項目	方法	判定基準						

改正案				現行	
1 建築物の内 部	(1) 常 時閉 鎖し た状 態に ある 防火 扉 (以 下こ の表 にお いて 「常 閉防 火 扉」 とい う。)	ア 閉鎖又は 作動の障害と なる物品の放 置並びに照明 器具及び懸垂 物等の状況	目視又はこれに類す る方法（以下この表 において「目視等」 という。）により確 認する。	物品が放置されてい ること等により常閉 防火扉の閉鎖又は作 動に支障があるこ と。	
		イ 扉の取付 けの状況	目視等又は触診によ り確認する。	取付けが堅固でない こと。	
		ウ 扉、枠及び 金物の劣化 及び損傷の 状況	目視等により確認す る。	変形、損傷又は著し い腐食により遮炎性 能又は遮煙性能に支 障があること。	
		エ 固定の状 況	目視等により確認す る。	常閉防火扉が開放状 態に固定されている こと。	
		オ 人の通行 の用に供す る部分に設 ける常閉防 火扉の作動 の状況	扉の閉鎖時間を測定 し、扉の質量により 運動エネルギーを確 認するとともに、必 要に応じて閉鎖力を 測定する。	防火区画に用いる防 火設備等の構造方法 を定める件（昭和48 年建設省告示第2563 号）第1第1号の規 定に適合しないこ と。	
(2) 居 室の換 気	ア 換気設備 の作動の状 況	各階の主要な換気設 備の作動を確認す る。ただし、1年以 内に実施した法第12 条第3項に規定する 検査又は同法第4項 に規定する点検（以 下この表において 「検査等」という。） の記録がある場合に あつては、当該記録	換気設備が作動しな いこと。		

改正案				現行	
			<u>を確認することで足りる。</u>		
		<u>イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u>	
<u>2 避難施設等</u>	<u>(1) 防煙壁</u>	<u>可動式防煙壁の作動の状況</u>	<u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。</u>	<u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u>	
	<u>(2) 非常用の照明装置</u>	<u>ア 非常用の照明装置の作動の状況</u>	<u>各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。</u>	<u>非常用の照明装置が作動しないこと。</u>	
		<u>イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>照明の妨げとなる物品が放置されていること。</u>	
<u>(別表第2)</u>	<u>(第9条関係)</u>	略		<u>(別表第1)</u>	<u>(第9条関係)</u> 略
<u>(別表第3)</u>	<u>(第15条関係)</u>	略		<u>(別表第2)</u>	<u>(第15条関係)</u> 略

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示の施行について（国住指第369号 令和7年1月29日）」参考資料

定期報告告示の見直しについて

令和7年1月29日

国土交通省住宅局

特定建築物定期調査で実施している各階の主要な「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況について、建築設備等定期検査で実施することとする。

- 課題**
- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況について、特定建築物定期検査と建築設備等定期検査で項目が重複している。
 - 特定行政庁の指定状況により建築物で調査する所と建築設備で検査する所とでバラつきがある。

○現行制度

- 特定建築物定期調査では、各階の主要な「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」について、作動するかを確認。
- 建築設備等定期検査では、「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」について、単なる作動の状況の確認にとどまらず、詳細な検査を実施。

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動 (基準値に合っているか)
物品の放置	

○改正案

- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況の確認は、建築設備等定期検査でまとめて実施。
- 「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況の確認は、建築設備等定期検査で実施。

※建築設備の検査対象を指定していない特定行政庁に対しては、積極的に指定することを促す。

特定建築物定期調査	建築設備等定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

特定建築物定期調査で実施している「非常用エレベーター」の作動の状況について、昇降機定期検査で実施することとする。

○課題

- 「非常用エレベーター」の作動の状況に関するについて、特定建築物定期検査と昇降機定期検査で項目が重複している。
- 建築物の定期報告対象と昇降機の定期検査対象は100%一致している。

○現行制度

- 特定建築物定期調査では、「非常用エレベーター」について、作動するかを確認。
- 昇降機定期検査では、「非常用」について、単なる作動の状況の確認にとどまらず、詳細な検査を実施。

特定建築物定期調査	昇降機定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動 (基準値に合っているか)
物品の放置	

○改正案

- 「非常用エレベーター」の作動の状況の確認は、昇降機定期検査でまとめて実施。

特定建築物定期調査	昇降機定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	

R6.6.28公布 R7.7.1施行

R7.1.29公布 R7.7.1施行

特定建築物定期調査で実施している各階の主要な「常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）」の運動エネルギー等と作動の状況について、防火設備定期検査で実施することとする。

○課題

- 防火扉の運動エネルギー・閉鎖力と作動の状況について、常時閉鎖式防火扉は特定建築物定期検査で実施し、随時閉鎖式防火扉は防火設備定期検査で実施しているが、いずれも防火設備定期検査で実施することで効率性向上が可能。

○現行制度

- 特定建築物定期調査では、各階の主要な「常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）」について、運動エネルギー等、作動するかを確認。
- 防火設備定期検査では、「随時閉鎖式防火扉（随閉防火扉）」について、運動エネルギー等、作動の状況の確認にとどまらず、連動機構に関する詳細な検査を実施。

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査 (随閉防火扉)
設置	
運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動
	連動機構
物品の放置	物品の放置
固定の状況	

○改正案

- 「常閉防火扉」について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況の確認は、防火設備定期検査で実施。
- 平成28年国土交通省告示第240号（以下「H28告示第240号」という。）を改正し、常閉防火扉を防火設備定期検査の対象に追加。

常閉防火扉は、従前どおりの周期（概ね1年～3年に1回）とする

検査対象を各階の主要な常閉防火扉に限定する

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
		連動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

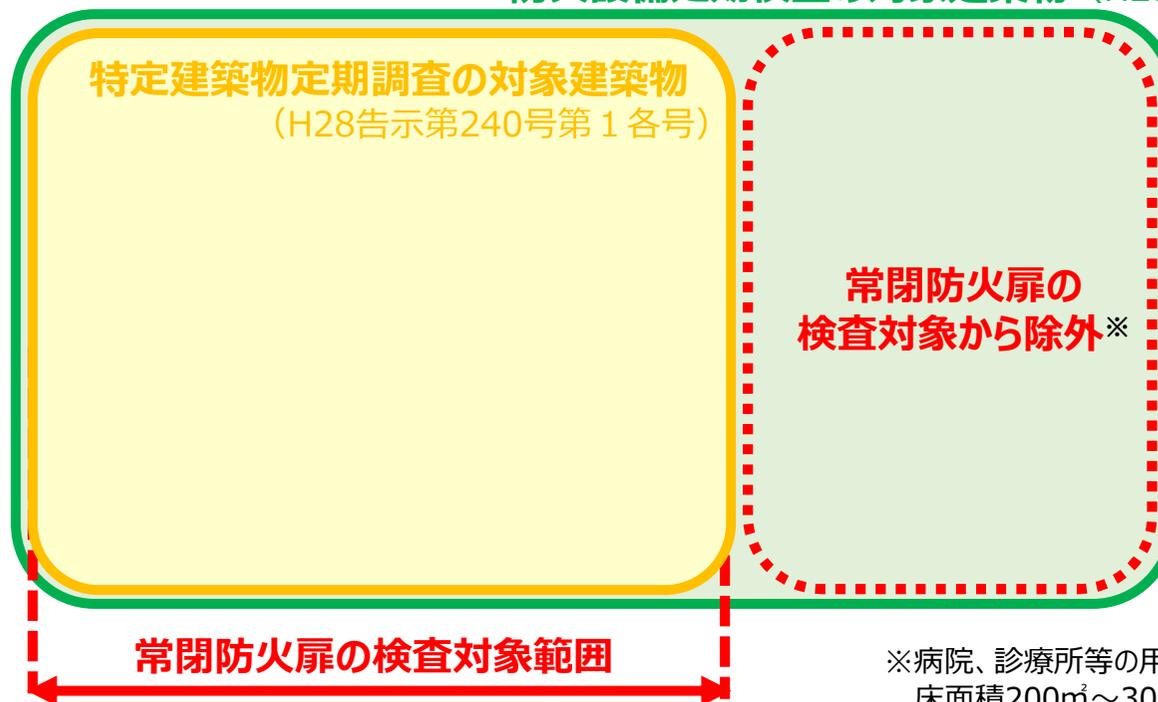
防火設備 定期検査対象 (H28告示第240号)	改正内容	防火設備の種類			
		防火扉 (別表第一)	防火シャッター (別表第二)	耐火クロススクリーン (別表第三)	ドレンチャー等 (別表第四)
常時閉鎖式 防火設備	【改正前】	検査対象外	検査対象外	検査対象外	検査対象外
	<p>【R6.6.28改正】</p> <p>・特定建築物定期調査で実施していた常閉防火扉に係る調査を、防火設備定期検査で実施するための改正</p>	<p>↓</p> <p>全数検査 劣化及び損傷・物品放置・固定の状況</p> <p>各階の主要なもの ※運動エネルギー・作動の状況</p>	<p>↓</p> <p>全数検査</p>	<p>↓</p> <p>全数検査</p>	<p>↓</p> <p>全数検査</p>
	<p>【R6.6.28改正の見直し】</p> <p>・防火設備定期検査における常閉防火扉の検査対象を各階の主要な常閉防火扉に限定するための改正</p>	<p>↓</p> <p>各階の主要なもの※ ※1 原則、下記とする ①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの その他、安全上必要なものとして下記を対象とすることも考えられる。 ④前回の検査時に検査しなかったもの ⑤前回の検査時に指摘のあったもの</p>	<p>↓</p> <p>検査対象外</p>	<p>↓</p> <p>検査対象外</p>	<p>↓</p> <p>検査対象外</p>
随時閉鎖式 防火設備	改正なし	全数検査	全数検査	全数検査	全数検査

- 防火設備定期検査における検査対象であって、特定建築物定期調査における調査対象ではない建築物は、「H28告示第240号第3第2号に規定する『病院、診療所等の用途に供する床面積の合計が200㎡を超えるもの』のうち、同告示第3第1号に規定するものに該当しないもの」と整理される。
- 令和6年6月28日公布の改正では、防火設備定期検査で実施することとなる「常閉防火扉」に係る項目については、従前（特定建築物定期調査）よりも調査・検査の対象となる建築物の範囲が拡大することとなっていたところ。
- 防火設備定期検査のうち、常閉防火扉に係る検査項目について、検査を要する建築物の対象を、特定建築物定期調査の対象建築物と同一（H28告示第240号第1各号に掲げる建築物）とする見直しを行うこととする。

※あわせて、検査対象を「各階の主要な」常閉防火扉に限定する。

＜防火設備定期検査において実施する常閉防火扉の検査対象範囲＞

防火設備定期検査の対象建築物（H28告示第240号第3各号）



※病院、診療所等の用途に供する
床面積200㎡～300㎡の建築物

○特定行政庁が規則で特定建築物定期調査に「各階の主要な常閉防火扉」に係る項目を付加した場合、防火設備定期検査による検査を省略可能とする。この場合に、付加した項目による調査を要する建築物についても規則で指定できるようにする。

例) ①常閉防火扉のみ設置されている建築物→特定建築物定期調査

②常閉防火扉と随閉防火扉の両方が設置されている建築物→防火設備定期検査

H28-240号第3第2号の用途等における調査・検査の別		① 常閉防火扉のみ 設置されている 建築物	② 常閉防火扉と随閉防火扉の両方が 設置されている建築物		③ 随閉防火扉のみ 設置されている 建築物				
			常閉防火扉	随閉防火扉					
200㎡未満	改正前	なし	なし	なし	なし				
	R6.6.28改正後								
200㎡～300㎡	改正前	なし	なし	なし	なし				
	R6.6.28改正後					防火設備検査	防火設備検査	防火設備検査	防火設備検査
	見直し改正					なし (H28告示第240号を改正し、 対象から除外する。)	なし (H28告示第240号を改正し、 対象から除外する。)		
300㎡超	改正前	特定建築物調査	特定建築物調査	なし	なし				
	R6.6.28改正後					防火設備検査	防火設備検査	防火設備検査	防火設備検査
	見直し改正					防火設備検査 または 特定行政庁が規則で定める場合 特定建築物調査にて実施可	防火設備検査 または 特定行政庁が規則で定める場合 特定建築物調査にて実施可		

特定建築物定期調査の調査結果図に防火区画を明示し、建築設備等定期検査や防火設備定期検査で当該調査結果図を活用することにより、業務の効率化を図る。

○課題

- 建築設備等定期検査や防火設備等定期検査に当たって、防火区画が事前に把握できていれば、効率的で適切な検査が実施できるものの、現状では発注者から検査者に対して検査に必要な図面等の情報提供がなされていない。
- 特定建築物定期調査の調査結果は、建築設備等定期検査や防火設備定期検査に活用されていない。

○現行制度

- 調査結果表に配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記することとしている。

○改正案

- 調査結果表に添付する各階平面図に「防火区画」を明示することとする。
※調査・検査の業務の効率化に資するよう、発注者から検査者に対して、適切な情報提供を実施することを促進する。

「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査を可能にする。

○課題

- 調査・検査の方法として、調査員又は検査員による「目視により確認する。」という形になっており、実質的に資格者の立会いが必要である。
- 調査・検査そのものを合理化・高度化するため、センサー技術等の新たに開発される技術のうち、調査・検査における活用可能性が検証できたものについては実用可能な仕組みを構築する必要がある。

○現行制度

- 定期調査・検査（建築物、昇降機、遊戯施設、建築設備、防火設備）において、「**目視により確認する。**」とされている調査・検査項目が多数存在する。

○改正案

- 定期調査・検査（建築物、昇降機、遊戯施設、建築設備、防火設備）において、「目視により確認する。」とされている調査・検査方法について新技術を活用することを可能とするため、「**目視又はこれに類する方法により確認する。**」と改正する。

※ 「これに類する方法」として、技術的助言又は「調査・検査業務基準」で赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術を例示させる

「非常用の照明装置」の点灯の状況及び予備電源の性能並びに照度の状況について、新技術を活用することにより合理的な検査を可能にする。

○課題

- 非常用の照明装置の点灯の状況及び予備電源の性能は全数検査、照度の状況については、避難上必要となる部分について検査を実施するが、1台当たりの検査にかかる時間数が多大である。
- 非常用の照明装置においては、一部自動検査機能が搭載されているにも関わらず活用ができていない。
- 非常用の照明装置においては、所定の点灯時間と照度を確認することとなり、他の検査と平行して検査ができない

○現行制度

- 予備電源の検査は、全ての非常用の照明装置について作動の状況及び点灯時間を確認するとされている。
- 照度の検査は、避難上必要となる部分について低照度測定用照度計により測定することとされている。

検査項目	検査方法
予備電源	・作動の状況及び点灯時間を確認
照度	・低照度測定用照度計により測定

○改正案

- 予備電源の検査について、自動検査機能を有する場合には、非常点灯終了後の機器の表示等により確認することを可能とする。（検査対象は変更しない）
- 照度の検査について、自動検査機能を有し、かつ、非常用の照明装置としてLEDを用いている場合には、非常点灯終了後の機器の表示等により確認することを可能とする。（検査対象は変更しない）

検査項目	検査方法
予備電源	・作動の状況及び点灯時間を確認 ・自動検査機能を有する場合には、非常点灯終了後の機器の表示等により確認
照度	・低照度測定用照度計により測定 ・自動検査機能を有し、かつ、非常用の照明装置としてLEDを用いている場合には、非常点灯終了後の機器の表示等により確認

防火設備定期検査で実施している防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンの「危害防止装置」の検査項目について、人の通行の用に供する部分に限ることを明確化する。

○課題

- 危害防止装置に関する構造基準と検査基準との間でズレが生じており、人の通行の用に供する部分以外の部分に設置されている危害防止装置についても検査を実施する必要があり、合理性に欠ける。

○現行制度

- 構造基準では、人の通行の用に供する部分の防火扉等について、危害防止装置の設置を求めている。
- 防火設備定期検査では、人の通行の用に供する部分以外の防火扉等に設けられている危害防止装置についても検査を求めている。

	人の通行の用に供する部分	人の通行の用に供する部分以外の部分
防火扉等の危害防止装置の構造基準	設置必要	設置不要
防火扉等の危害防止装置の検査基準	検査必要	検査必要

○改正案

- 構造基準と検査基準を一致させるため、防火設備定期検査における防火扉等の危害防止装置の検査項目を「人の通行の用に供する部分に限る。」ことを明確化する。

	人の通行の用に供する部分	人の通行の用に供する部分以外の部分
防火扉等の危害防止装置の構造基準	設置必要	設置不要
防火扉等の危害防止装置の検査基準	検査必要	検査不要

構造基準では基準適合を求めている一方で、調査・検査基準において基準適合を求めているもの等については、調査・検査基準から削除する。

○課題

- 建築確認を受けているにもかかわらず、調査・検査基準において要是正と判定され、所有者側の対応が困難であるケースが生じている。

○現行制度

- 特定建築物における調査項目のうち、防火区画に用いる戸の閉鎖力及び運動エネルギーについては、構造基準では基準適合を求めている一方で調査基準で適合を求めている。
- 昇降機のうち、小荷物専用昇降機における機械室の点検用コンセント等は構造基準では基準適合を求めている一方で、検査基準において基準適合を求めているものがある。

○改正案

- 該当する調査・検査項目を削除する。

	削除する調査・検査項目
建築物	• 戸の閉鎖力及び運動エネルギーの計測
昇降機	• 小荷物専用昇降機における機械室の点検用コンセント • 油圧エレベーターにおける機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等の防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況